

佐賀県告示第百八号

佐賀県土地利用基本計画の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年三月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県土地利用基本計画の佐賀市に係る森林地域の一部を別図一（変更概要図一）のとおり、鳥栖市及び吉野ヶ里町に係る森林地域の一部を別図二（変更概要図二）のとおり変更する。





吉野ヶ里森林地域の縮小

鳥栖森林地域の縮小

吉野ヶ里町

鳥栖市

みやき町

上峰町

福